

## 健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

### 1. 改正の趣旨

- 健康保険制度における被保険者証等については、保険者から事業主に送付し、事業主から被保険者に交付すること等が義務付けられているが、テレワークの普及等に対応した事務の簡素化を図るため、被保険者証等を事業主を経由せず被保険者に直接に送付すること等について支障がないと保険者が認める場合には、保険者から被保険者に対して被保険者証を直接交付すること等が可能となるよう、所要の改正を行う。

### 2. 改正の内容

#### (1) 健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）の一部改正

- ① 被保険者証の交付について、保険者が支障がないと認めるときは、被保険者証を被保険者に送付することができることとする。
- ② 被保険者証の情報を訂正した場合における被保険者証の返付について、保険者が支障がないと認めるときは、事業主を経由することを要しないこととする。
- ③ 被保険者証の再交付について、保険者が支障がないと認めるとき、又は災害その他やむを得ない事情により事業主を経由して行うことが困難であると保険者が認めるときは、事業主を経由することを要しないこととする。
- ④ 被保険者証の検認又は更新等を行った場合における被保険者証の交付について、保険者が支障がないと認めるときは、被保険者証を被保険者に送付することができることとする。
- ⑤ 高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付方法等について、①～④に準じた改正を行う。
- ⑥ その他所要の改正を行う。

#### (2) 船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号）の一部改正

船員保険における被保険者証等の交付方法等について、(1)に準じた改正を行う。

### 3. 根拠条文

- ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 197 条第 1 項及び第 207 条
- ・船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 145 条第 1 項及び第 155 条

### 4. 施行期日等

公布日：令和 3 年 8 月（予定）

施行期日：令和 3 年 10 月 1 日